

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井甚一

第1区選挙区	26,649,900円
第2区選挙区	24,928,600円
第3区選挙区	24,570,200円
第4区選挙区	24,320,300円
第5区選挙区	26,327,100円